

地方創生活拠点整備交付金事業について

減額に至った経緯と再発防止に向けた取組

国の交付金を活用して整備しました「湯浅町『一気通貫』産直加工流通加速化センター」(なぎ園跡地に完成している施設)について、当初の整備計画からの変更手続きの不備により、当初計画より交付金を減額して報告せざるを得ないこととなり、交付金額等の減額により、町の負担が約2億4千万円増加する事態となりました。

町民の皆様には本件の経緯と再発防止に向けた取組について、ご報告いたします。

1. 本件の概要・経緯

湯浅町では、商品の開発・生産・発信・販売・流通を「一気通貫」に効率化できる拠点を整備し、生産性革命につなげる仕組みの構築を図ることを目的として、国の地方創生活拠点整備交付金を活用するため、平成30年1月に国に対し「湯浅町『一気通貫』産直加工流通加速化センター」の整備に係る施設整備計画書を提出しました。平成30年3月、この計画に対する交付金の交付決定を受け、整備事業に着手

し、平成31年3月に当該施設が完成しました。

しかしながら、事業を進めていく中で当初計画に記載がなかった機械設備の内容変更(変更前・ジュース等製造ライン↓変更後・ワインの製造ラインなど)について、必要な手続きを行わなかったことにより、当該機械設備に関する経費を交付金の対象外として減額した金額で実績報告を行わざるを得なくなりました。これにより、町の負担が約2億4千万円増えることとなりました。

2. 本件発生後の町の対応

町として、多額の交付金減額という事態を厳粛に受け止め、「平成29年度地方創生活拠点整備交付金事業交付金減額に係る調査委員会」(内部調査委員会)を設置し、交付金事業の概要、交付金に係る申請から実績報告までの一連の流れの整理や当時の副町長をはじめ関係職員からの事情聴取を行い、原因の究明にあたりました。また、綱紀粛正委員会も併せて開催し、当時の担当課長をはじめ関係

職員の処分を行いました。

このような状況の中で、町としては、より中立で公平な立場から本件の経過・原因の検証及び再発防止策等に関する提言を求める必要があると判断し、町外の有識者を含む8名の委員からなる「湯浅町平成29年度地方創生活拠点整備交付金事業交付金減額に係る第三者委員会」(以下「第三者委員会」という。)を設置しました。(町議会におきましても本件に係る「地方創生活拠点整備交付金等調査特別委員会」が設置されています。)

3. 第三者委員会の報告

第三者委員会は、昨年10月から12月の間に全5回開催され、本件の経緯・原因等

申請手続きがなされないまま事業が進められ、事業完了後の実績報告における減額に至った。

その背景としては、次の

機構改革を経て新設された当時の担当課内においては、課としての「秩序」が形成されず、事業内容に関して内外の情報共有や連携

を發揮させ全体が情報共有できる「仕組み」の構築

②組織マネジメントの確立
進行管理やチェック機能

4. 町としての再発防止に向けた取組

第三者委員会からの報告内容を真摯に受け止め、次のことを徹底した取組を進めてまいります。

- ①職員に対し、地方自治法、地方公務員法などをはじめとする法令の理解を深めさせることにより、公務員としての自覚を持たせ、コンプライアンスの重要性を理解させる取組を推進する。
- ②職務執行に係るPDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを徹底するとともに、組織としてのチェック体制を確立するとともに、組織マネジメントの構築を図る。また、同時に風通しの良い職場環境整備に努める。
- ③組織として総合的な判断の上、適正な人事管理を行う。

- ①③が挙げられる。
- ①職員のスキル・コンプライアンス(法令)を守ることを、国の交付金事業を進める中で、国の交付金網等を十分に踏まえることができておらず、適宜、国・県との協議や連絡を行っていただけなかった。

- ③組織内の適正な人事
当時の担当課の人事配置は、役職経験や業務経験、年齢構成のバランスなど、配慮を欠いた配置となったため、本件事業内容が適正に理解されていなかった。また、課内での意思統一や事務的にフォローできる職員が存在せず、結果として、担当課職員13名中5名の職員が病気休暇を取得する事態となっており、適正な人事配置がされていなかった。

- ②組織マネジメント(組織管理)
①コンプライアンスを周知徹底するための職場研修
職員一人ひとりが研修内

- ①コンプライアンスを周知徹底するための職場研修
職員一人ひとりが研修内

に関する調査及び今後の再発防止策の提言についての報告書が提出されました。報告書の概要については、次のとおりです。

「本件を招いた原因・背景」
本件においては、まず町で事業内容や施設内容を決定し、国へ整備計画を提出し交付決定を受けている。その上で改めて事業者と話し合いながら施設内容を決定する「対話方式」など、一般的ではない手法を用いて事業が進められた。このため、施設後の産品が改めて議論され、設備内容の変更が必要となる可能性が生じた。

しかしながら、設備内容の変更について、担当課より国・県への協議や必要な

町長メッセージ

町民の皆様へ

湯浅町長 上山 章 基

昨年の広報においてもお話しさせていただきました地方創生活拠点整備交付金事業に関する交付金の減額につきまして、町民の皆様にご心配をおかけしたこと、また町行政に対する信用失墜を招いたことに対して、改めて深くお詫びを申し上げます。これまでの内部調査や議会の

特別委員会における調査に加え、より専門的な見地から幅広く意見や提言を受けるため第三者委員会を設置し、委員の皆様には審議を重ねていただきました。今回、第三者委員会より提出された報告書の内容と再発防止に向けた取組について、町民の皆様はこの広報を通じてご報告

いたします。

本件において町の負担が大きくなり増加したことについては、事態を重く受け止めております。行政の責任者であり、また人事を掌る任命権者としての責任を重く受け止め、この度、私自身の給料を減額させていただきました。

第三者委員会からの報告書における再発防止のための提言を真摯に受け止め、今後このような事態が二度と起こらないよう、町長として私が先頭に立ち、職員一丸となって町民の皆様からの信頼回復と湯浅町更なる発展のため、全力を尽くしてまいります。

